

政省令の制定改廃の状況

令和 8 年 3 月 26 日
政策統括官(統計制度担当)

| 法令の題名 | 改正等の内容 | 公布年月日 |
|-------------------------------------|---|--------|
| 統計法施行規則の一部を改正する省令(令和 8 年総務省令第 22 号) | 統計法施行規則(平成 20 年総務省令第 145 号)において定めている二次的利用に係る本人確認手続の一つとして、「カード代替電磁的記録」による本人確認を追加する等の所要の改正を行うもの | R8.3.6 |

(注) 本表は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 45 条の 2 の規定に基づき統計委員会の意見を聴かなければならないとされている政令の制定若しくは改廃の立案又は総務省令の制定若しくは改廃をしようとする場合のうち、同条ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを記載している。